

平成20年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

総務部

（注）1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
事業課	G 第23回新鋭王座決定戦競走広報イベント運営委託	G 第23回新鋭王座決定戦競走のキャンペーンおよび式典イベントなどの実施	平成20年12月10日	(株)弘報館	12,000,000	企画徴取を実施し、よりすぐれた企画を提案した業者と契約した。	2号	4
事業課	夕刊フジ杯競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成20年10月1日	各競艇施行者	12,382,284	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者という)を相手とするため代替性がない。	2号	2
事業課	師走競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成20年10月1日	各競艇施行者	11,216,873	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者という)を相手とするため代替性がない。	2号	2
事業課	びわこ競艇場機械発売払戻システム保守委託	機械発売払戻システムの保守業務	平成20年11月24日	日本トーター(株)	26,794,460	システム障害に対応できる業者が他になく、システム・プログラムの機密保持からも他の業者が行うべきものでないため。	2号	3イ
事業課	場間場外発売実施に伴うびわこ競艇場機械発売払戻システム保守委託	機械発売払戻システムの保守業務	平成20年11月24日	日本トーター(株)	12,768,840	システム障害に対応できる業者が他になく、システム・プログラムの機密保持からも他の業者が行うべきものでないため。	2号	3イ
事業課	物品購入	機械発売払戻システムの消耗品購入	平成20年12月1日	日本トーター(株)	12,048,750	偽造防止の観点から仕様が公開されておらず、システムを開発した当該業者以外では専用の消耗品を購入できないため。	2号	3イ